

竜王町国民健康保険診療所（医科）夜間等警備業務仕様書

- 1 警備の対象（別添図面のとおり）
 - ① 竜王町国民健康保険診療所（診療・多目的エリア）・・・警戒エリア 1・2
竜王町大字山之上 5 5 7 2 番地
 - ② 竜王町国民健康保険診療所（薬局エリア）・・・警戒エリア 3
竜王町大字山之上 5 5 7 2 番地
- 2 契約期間および警備開始の時期
 - ・ 契約締結日から令和 8 年 8 月 3 1 日までとする。（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）
 - ・ 配線工事等を含む警備設備類の設置（初期の設置）については、契約締結日から令和 3 年 8 月 3 1 日までの期間に行い、警備は令和 3 年 9 月 1 日から開始すること。
- 3 警備の目的

この警備は対象物の火災・盗難を防止するとともに、その他の不良行為を排除し、財産の保全を図り同施設が安全で安心かつ円滑な運営に寄与することを目的とする。
- 4 警備運用上の権限

受注者に対し、警備業務遂行上のため必要な警備上の権限を付与するものとする。
- 5 警備実施の時間
 - (1) 警備開始から警備解除まで
 - (2) 受注者は同施設に設置した警報装置の警備開始の信号を受けたときに警備を開始し、施設に設置した警報装置の解除信号を受けたときに警備を終了する。
- 6 警備業務
 - (1) 受注者は警報装置により警備対象物に異常が発生した旨の通報を受けたときは、直ちに警備員を急行させ、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止に当たる。
 - (2) 現場確認を行った警備員は、状況にともない必要があれば警察及び関係連絡先へ通報する。
 - (3) 必要に応じ施設管理責任者への連絡を行うものとする。
- 7 警備の概要
 - (1) 不審者、不法行為者の早期発見と措置
 - (2) 同施設の異常発見、通報及び緊急対応措置
 - (3) 火災の発見と初期消火の対応
 - (4) 盗難の早期発見と阻止
 - (5) 警報機類の正常動作確認、監視及び異常発信時の措置
 - (6) 機械警備に必要な受注者側全ての機械の点検措置
 - ※ 停電発生時は警報装置をバックアップするバッテリーを設置し、バッテリーの交換と容量減少による自動通報措置
 - (7) その他不測の事態の防止と阻止
- 8 警備員の待機

滋賀県公安委員会への届け出を行い、町内に即応できる体制を整えること。

9 警備開始・終了の取扱い

(1) 警備の開始

ア 最終退館者は、防犯、防火、その他の事故防止上必要な処理を行い、確認表示等で各警報機器のセット状況を確認する。

イ 最終退館者は、警報装置が屋内に設置されている場合はその操作を行い、警備状態開始を確認し、所定の時間内に退館し退館口を施錠する。屋外に設置されている場合は、退館し施錠の後警報装置を操作し警備状態開始を確認する。

ウ 受注者センターでは警報装置の操作による警備開始の信号を受け警備を開始する。

(2) 警備の解除及び警備中における入館

ア 最初の入館者は、警備装置が屋内にある場合は、入館した後所定時間内に警報装置を操作し、警備解除状態を確認する。屋外に警報装置がある場合は、警報装置を操作し警備解除状態を確認してから入館する。

イ 臨時入館時の警備は入館者の責任において実施する。

10 事故報告書の提出

警備実施時間中に事故が発生したときは、事故報告書を警備責任者に提出するものとする。

11 鍵の預託

警備に必要な相互に預託した鍵は、それぞれ厳重に保管し、使用するものとする。

12 通報装置

(1) 警備対象施設で発生した異常事態を受注者センターへ自動的に通報する機能を有するもの。

(2) 機械警備システム運用においては、偽造・模倣を不可能にするため、接触又は非接触のICカード（フェリカカード）等を利用するものとする。

(3) 警備実施期間中は、警備装置を間断なく監視するとともに、常に警備員は異常事態に備えること。

13 警報機器の設置及び撤去

(1) 本仕様に必要な通報装置及びセンサーを設置すること。当該施設の警備に必要な警報設備及びセンサー類の設置および配線については、受注者の責任において行うこと。初期費用（配線工事等を含む警備設備類設置費用）については発注者の負担とする。使用する回線は、受注者で準備すること。

(2) 期間満了により契約が終了した場合は、警報機器及び配線の撤去を行うこと。撤去費用については全て受注者負担とする。ただし、発注者の事由により契約が中途終了した場合は、警報機器及び配線の撤去費用は発注者の負担とする。

(3) 警備機器の交換等により、契約期間中に機械警備を仕様のとおり遂行できない場合は、その間受注者において、警備員の適切な人員による常駐を持って対応し、無警備状態が出ないようにすること。

14 損害賠償

業務遂行中、受注者の過失により損害を被った場合、受注者は対人賠償・対物賠償併せて1事故10億円を限度として賠償の責任を負担する。

1 5 完了報告及び支払

業務の完了報告および委託料の支払請求は毎月とする。なお、初期費用（配線工事等を含む警備設備類設置費用）については、1回目の委託料において支払うものとする。

1 6 見積りの範囲

- (1) 警備業務委託料
- (2) 初期費用（配線工事等を含む警備設備類設置費用）

1 7 その他

- (1) 警備計画図面を提出すること。
- (2) 各センサー及び主たる装置の仕様書を提出すること。
- (3) 警備業法の認定証の写しを提出すること。
- (4) 警備員の待機場所を明示すること。
- (5) 本仕様書に記載なき事項で発注者が必要と認めた事項については、協議によりその指示に従うこと。
- (6) 令和3年10月以降について、①診療・多目的室エリアを指定管理に出す予定であるため、当該指定管理者に本契約を継承するものとする。また、②薬局エリアについては、事業者に貸付けする予定であるため、当該事業者が本契約を継承するものとする。